

地域支援者になられる方へ

1 避難行動要支援者とは…

地震や風水害などの災害が発生した時に、家族などの支援が受けられず、自力での避難や避難生活を送ることが困難な方で、市の避難行動要支援者名簿に登録される方を避難行動要支援者といいます。

2 地域支援者とは…

避難行動要支援者の生活を普段から見守り、災害発生時には、避難行動要支援者に災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難するなどの避難支援等を心がけていただく方で、地域支援者になることをご了承いただいている方です。

地域支援者になったからといって、必ず避難支援等をしなければならないというわけではなく、決して法的な責任や義務を伴うものではありません。

災害時には、まずはご自身や家族の安全を第一に確保していただき、できる範囲で避難行動要支援者の支援等をしてください。

3 名簿記載情報の提供について

避難行動要支援者の登録者名簿や、避難支援等に必要となる情報は、地域の民生委員や自治会長、警察や消防、社会福祉協議会など、避難支援のために情報提供する必要があると認められる関係者へ情報提供します。

そのため、地域支援者になられた方の「氏名」「住所」「電話番号（携帯電話番号）」についても、避難支援の関係者へ情報を提供することになりますので、そのことに同意いただいたうえで地域支援者になっていただきますようお願いいたします。

4 地域支援者情報の変更について

転居等により地域支援者の役割が果たせなくなったり、電話番号等、登録している情報に変更があった時は、三豊市福祉課までご連絡ください。

[お問い合わせ先]

三豊市福祉課

電話 0875-73-3015